

1. 組合の概要



旭川市管工事業協同組合

所在地 〒070-0041 旭川市上常盤町2丁目1970番地

電話 (0166)23-2466 FAX (0166)25-7393

HPアドレス <http://www.asakan.or.jp>

代表者 代表理事 稲尾 太
設立年月日 昭和30年5月20日
出資金 8,400千円
組合の地区 旭川市
組合員数 21名
組合員資格 給水工事、排水工事、修繕工事を行い建設業法による許可を有する旭川市水道局指定業者であること
組合の地域内に事業場を有すること
給水装置工事主任技術者、給水装置配管技能者各々1名以上事業場に常駐していること

事務局責任者 常務理事 及川 明彦
常勤職員数 10名
(うち技術者数 5名)

主な受注品目
給水装置等管理業務、
下水道施設維持管理業務
組合が受けている資格・許認可
旭川市給排水指定工事店
建設業(管工事、水道施設、土木、とび・土工)

受注実績(民間企業の受注実績を含む。)

年 度	受注件数	受 注 額
令和2年度	2件	681,469千円
令和3年度	3件	715,892千円
令和4年度	3件	716,672千円

官公需適格組合証明取得(第1回目)

平成14年3月

官公需受注先 旭川市水道局



PRコーナー

当組合は、自主的な経済活動をより促進すると共に組合員のさらなる技術力の向上を図り官公需適格組合の証明や建設業許可の取得を機会に、特に官公庁関係の共同受注を拡大し、お客様に信頼され満足していただける仕事に努めております。



官公需適格組合行動憲章

平成17年6月23日制定
平成21年6月9日改定

1. 官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。
2. 官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、積極的な社会貢献活動を実施するとともに、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努める。
3. 官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、適正価格での受注に努める。
4. 官公需適格組合は、地球環境問題の重要性を認識し、循環型社会の実現、CO₂排出削減等に対して十分な配慮と対応に努める。
5. 官公需適格組合は、IT化、技術開発、品質の向上、コスト縮減など経営革新に努める。
6. 官公需適格組合は、組合員企業の雇用の確保と従業員技術・能力の向上等を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。
7. 官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。